

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第36回）開催結果概要

1 日時

平成22年7月23日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，高口秀章，
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，野間万友美，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第一課長，本田能久総務局参事官，
朝倉佳秀民事局第一・三課長，河本雅也刑事局第一・三課長，
春名茂行政局第一・三課長，小田正二家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

ア 本日の進行について

（高橋座長）

○ 本日は，民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する制度論及び運用面の施策について，前回までの3回にわたるフリーディスカッションにおける議論や実情調査の結果を踏まえて事務局が作成したたたき台に基づき，意見交換を行いたい。また，上告事件及び刑事事件の調査・分析状況や，実情調査の結果についても，事務局から報告をうかがい，意見交換を行いたい。

イ 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する制度論及び運用面の施策について

（7）主に争点整理の長期化に関連する要因に関する施策について

朝倉民事局第一課長から、たたき台の構成について、これ以外の部分も同様であるが、各項目ごとに、第3回報告書で指摘された長期化要因、同報告書公表後の検討会における委員の意見、各地での実情調査における裁判官や弁護士の意見等を整理した上で、考えられる施策案を検討項目として挙げていることが説明された。

その上で、同課長から、主に争点整理の長期化に関連する要因に関して考えられる施策案が、①争点整理のステップを意識して進めていくための施策、②訴え提起後の比較的早期の段階において証拠を収集する制度、③口頭の議論を活性化させるための施策、④効率的・効果的な争点整理に有効な書面作成の促進に関する施策、⑤提出期限遵守のための制裁の導入、⑥受命裁判官を活用するための施策、⑦当事者のニーズや事件規模に応じた手続の創設、⑧本人訴訟のための施策、⑨ADRの活用の順に説明された。

具体的には、①については、争点整理を効率的・効果的に行うために、ア証拠収集・主張提出段階、イ争点議論段階、ウ争点確定段階、の3つのステップを明確に意識して進めていくプラクティスを実現するような運用ができないか検討を進めること、計画審理があまり利用されていない原因を究明しつつ、何らかの対策をとることが可能かどうかも含めて検討をする必要があることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

②については、文書提出命令の申立て、文書送付嘱託、調査嘱託等の証拠収集方法について、十分な資料収集が早期にできないという実務上の問題を踏まえて、原則として、上記証拠収集・主張提出段階の期間内に申し立てなければならないとする制度を導入することができないか検討を進めることが考えられる旨、説明された。

③については、現在の実務で、争点整理期日において十分に口頭での議論がされているかを分析し、活性化されていない場合にはその原因を究明

し、必要があれば、上記争点議論段階において、弁論準備手続の中で集中的に議論を行う期日を創設することも含め、検討を進めることが考えられる旨、説明された。

④については、上記争点議論段階や争点確定段階において、裁判所が、争点整理に有効な時系列表、主張対比表、主張要約書面等の提出を当事者に求めることができるようにするため、制度の創設の可能性も含めて検討を進めること、準備書面の分量を制限したり一定の分量以上の準備書面にはサマリーを記載することや、裁判所が必要と考える事項を準備書面に記載することを求めることについて、準備書面の分量が多くならざるを得ない実務上の問題点も踏まえながら、制度の創設の可能性も含めて検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

⑤については、現行法の時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度に加え、攻撃防御方法の早期の提出をより一層確保するため、迅速な手続進行に協力しない当事者に対し、失権効の制度等の導入ないしは何らかの制裁型スキームの導入をすることができるかという点について検討を進めるが、慎重意見も踏まえ、制度の導入に関する実務上の問題点に関する検討も必要であることが考えられる旨、説明された。

⑥については、単独事件の充実・迅速化に資するため、裁判所が、弁論準備手続及び和解手続を、受訴裁判所を構成する裁判官所属の裁判所の裁判官に行わせる制度の実現可能性について検討を進めることが考えられる旨、説明された。

⑦については、当事者のニーズや事件規模、事件類型等を検討した上で、一定の事件について、審理期間を短くする手続（ファスト・トラック）を創設することについて検討を進めることが考えられる旨、説明された。

⑧については、弁護士強制主義について、裁判を受ける権利との関係や、我が国の法文化に馴染むかという問題意識も踏まえつつ、制度の実現可能

性などについて引き続き検討することが考えられる旨、説明された。

⑨については、ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できるような制度について、有用性が高いことを認識しつつ、ADR機関の手続において当事者が積極的な資料開示を躊躇するのではないかといった問題意識があることも踏まえて検討を進めることが考えられる旨、説明された。

(中尾委員)

○ 制度論の検討を進めるに当たっては、これまでの運用上の努力と実践によって、ほとんどの事件が2年以内に終局し、裁判の適正・充実・迅速化が相当程度進んでいることを念頭に置く必要があり、制度改革を行うためには、これまでの運用上の努力と実践によっても対応できないという立法事実が求められるのではないか。

また、たたき台で取り上げられた争点整理の長期化に関する課題の多くは、必ずしも制度改革が図られなくても、司法の人的・物的態勢の充実が実現すれば解決されるのではないか。

○ たたき台では、争点整理のステップを意識して進めていくための施策案として、①につき、ア証拠収集・主張提出段階、イ争点議論段階、ウ争点確定段階の3つのステップを明確に意識して進めていくプラクティスを実現するような運用ができないか検討を進めるとされているところ、このような3つのステップを意識して争点整理の運用を進めることについては異論はないが、このようなステップを骨組みとした制度を固めてしまうと手続が硬直化しかねない。

○ また、たたき台では、②につき、文書提出命令の申立て等の証拠収集方法を上記証拠収集・主張提出段階の期間内に申し立てなければならないとする制度の導入について検討を進めるとされているところ、このような運用を心がける点については異論はないが、制度として導入するこ

とについては、その必要性を慎重に検討する必要がある。

- さらに、たたき台では、③につき、上記争点議論段階において、弁論準備手続の中で集中的に議論を行う期日を創設することも含め検討を進めるとされているところ、このような施策は、複雑な専門訴訟等では必要だと思われるが、それ以外の一般的な事件まで広く対象に含める必要はないのではないか。
- 加えて、たたき台では、④につき、裁判所が当事者に争点整理に有効な時系列表等の提出を求めることや、準備書面の分量を制限したり一定の分量以上の準備書面にはサマリーを記載することを求めること等について、制度の創設の可能性も含めて検討を進めるとされているが、これらはいずれも運用上の努力によって対応可能であり、制度化するまでの必要はないのではないか。

(秋吉委員)

- たたき台では、①につき、計画審理があまり利用されていない原因を究明しつつ、何らかの対策をとることが可能かどうかも含めて検討をすするとされているが、実務的には、計画審理が有効と考えられる類型の事件とそうでない類型の事件とがあるので、原因究明等を行う対象事件を明確にし、計画審理が有効と考えられる類型の事件についてはもっと前向きな検討を行うべきではないか。

(山本委員)

- たたき台の内容に大きな異論はない。なお、たたき台の⑥で取り上げられた単独事件における受命裁判官制度については、単独事件の充実・迅速化のために、一定の要件等の下に、わざわざ合議に付することなく、従前の準備手続裁判官のように、端的に、単独事件において、受命裁判官が争点整理や和解の試みを行うことを可能にする制度がイメージされているということであり、旧民訴法における準備手続裁判官の例もある

ので、この制度の趣旨については異論がない。もっとも、「受命裁判官」という用語は、受訴裁判所の構成員である裁判官を指すものであるから、誤解を与えないような用語を工夫する必要はある。

○ たたき台では、②につき、文書提出命令の申立て等の証拠収集方法は原則として上記証拠収集・主張提出段階の期間内に申し立てなければならないとする制度が取り上げられており、さらに、主に証拠収集に関連する要因に対する施策において、争点整理を促進するため当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）も取り上げられているが、後者の制度は、当事者が互いに証拠を収集し合うための前提となる制度なのであるから、両制度は同一項目として取り上げるのが適当ではないか。

○ たたき台では、⑤につき、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度に加え、失権効の制度ないしは何らかの制裁型スキームを導入することができるかという点について検討を進めるとされているが、この点の検討を進める前提として、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度の利用が進まない理由を十分検討しておく必要がある。

（酒巻委員）

○ 「失権効の制度」とは、具体的にどのような制度をイメージしているのか。

（山本委員）

○ 一般的には、弁論準備手続等の一定の手続を経たことによって、故意・重過失を問うことなく、特段の事情のない限り新たな攻撃防御方法が提出できなくなる制度をイメージしている。

なお、旧民訴法における失権効の制度を現行民訴法において廃止した点には批判もあり、現在でも、このような失権効の制度等の制裁型スキームが必要であるとの意見がある。

(菅野審議官)

- 山本委員が、失権効の制度等の導入について検討を進める前提として、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度の利用が進まない理由を十分検討しておく必要があると指摘された点をもっともであり、①の計画審理に関する施策案の場合と同様に、同制度の利用が進まない原因を究明することの必要性についても施策案に盛り込むことを検討したい。

なお、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度は、裁判所が、実体的真実に配慮して、その利用を控える場合が多く、特に控訴審ではその傾向が強いのではないかとの指摘もあるが、このような実情も踏まえた上で、なお当事者の手続的公平性に対するニーズが高いという事情が肯定できるのであれば、このようなニーズに応じた制度を検討することも考えられてよいのではないか。なお、たたき台では、失権効の制度について様々な指摘がされていることを踏まえ、失権効の制度の導入だけではなく、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度の改善等、他の方策をとる可能性も考えられるという趣旨で、「失権効の制度等の導入ないしは何らかの制裁型スキームの導入をすることができるかという点について、検討を進める」という表現ぶりを行っている。

(中尾委員)

- たたき台では、⑥につき、裁判所が、弁論準備手続及び和解手続を、受訴裁判所を構成する裁判官所属の裁判所の裁判官に行わせる制度の実現可能性について検討を進めるとされているが、この制度は、権限が不十分のため余り利用されなかった旧民訴法における準備手続裁判官を復活させることになる上、二人合議制に近い制度となって、関与する2人の裁判官が主従の関係に立つことになるという問題は生じないのか。制度の趣旨自体は理解できるが、これらの点を考慮すると、合議事件において受命裁判官を活用する方が、納得を得られやすいのではないか。

(菅野審議官)

- 単独事件における受命裁判官制度は、準備手続裁判官を復活させる趣旨で取り上げたものではなく、ましてや二人合議制を導入する趣旨でもないものと理解している。なお、本来単独事件として審理すべき事件の中にも、担当裁判官以外の裁判官も加わることによって、審理のより一層の適正・充実・迅速化を図ることが可能となるものもあり、このような場合に、受命裁判官を活用するためにわざわざ合議に付するよりは、端的にこの制度を利用することが考えられるのではないか。また、実情調査等においては、左陪席の研さんのためか、本来合議に付するのに適さないような単純な事件が合議事件とされている例があるとの指摘もされており、単独事件における受命裁判官制度が導入されれば、このような事件は受命裁判官の力を借りながら単独事件のまま解決し、合議体のエネルギーを合議にふさわしい複雑、困難事件に集中させ、合議の強化につなげることが可能となるという意味合いもあると考えている。

(二島委員)

- 中尾委員が指摘されたとおり、制度論の施策を検討する際には、その前提となる立法事実を踏まえて検討する必要があるし、裁判所の人的・物的態勢を充実させれば、たたき台で取り上げられている課題の多くは解決するのではないか。例えば、③について、弁論準備手続の中で集中的に議論を行う期日を創設することも含め検討を進めることとされているが、これについては、現状でも運用で実現しているケースもあるので、わざわざ制度上の改善までは必要ないとも考えられるし、逆に、裁判官が繁忙な状況では、制度が設けられても実行に移すことができないのではないか。

(菅野審議官)

- 第4回報告書において、制度論に関する施策は、本検討会において議

論された施策について、このような施策を検討することが考えられるという趣旨で幅広く紹介することを想定しており、司法権を担う最高裁判所が、立法事実の検討を踏まえた上で立法提言を行うようなことは想定していない。また、制度と運用とは車の両輪であり、現行民訴法においても、実務における運用面でのプラクティスの積み重ねが制度化されたものが少なくない。他方、民事訴訟規則で明文化された進行協議期日のように、特段の法的効果と直結するものではなく、このような制度がなくても運用上行うことが可能であったものについても、制度化されたことによって、運用が活性化されたと考えられる例もある。このような観点から、たたき台では、多くの項目について、制度論と運用面の施策の双方をバランスよく取り上げるようにしたつもりである。

(中尾委員)

- たたき台では、⑦につき、当事者のニーズや事件規模・事件類型等を検討した上で、一定の事件について、審理期間を短くする手続（ファスト・トラック）を創設することについて検討を進めるとした上で、その参考という位置付けで手続のイメージが例示されており、その中で、一定の期間を超えて提出した攻撃防御方法を却下するスキームが示されているが、⑤の失権効の制度と同様に、制度として導入するのは適当でない。参考とはいえ、手続のイメージとしてこのようなスキームを施策案に盛り込むと、手続の中身について柔軟に検討を進めることが困難になるのではないか。

(菅野審議官)

- 御指摘の点は、ファスト・トラックのような、ある意味全くの新設手続については、手続のイメージを多少なりとも記載しないと、施策案の中味があまりに抽象的になりすぎるが、他方、中尾委員の指摘のとおり、この段階で施策の内容の一部として盛り込むことも適当でないので、あ

くまでも参考という位置付けで記載したものである。第4回報告書においては、御指摘を踏まえて、参考として記載した手続イメージについては消極的な意見もあるということ意識した上で、体裁としても、例えば、たたき台の参考の記載を脚注に落として施策案の記載と切り離す等の工夫をしてみたい。

(イ) 主に証拠収集に関連する要因に関する施策について

朝倉民事局第一課長から、主に証拠収集に関連する要因に関して考えられる施策案が、①提訴前の証拠収集処分、②文書送付嘱託の実効化に関する施策、③証拠収集に関するその他の施策の順に説明された。

具体的には、①については、提訴前の証拠収集処分があまり利用されていない原因を究明し、必要があれば制度の見直しを行うことが挙げられるが、施策検討の相当性に消極的な意見もあるので、慎重に検討を進める必要があることが考えられる旨、説明された。

②については、個人情報保護法などの守秘義務規定の在り方を踏まえつつ、文書送付嘱託の実効性を確保するため、文書送付嘱託の応諾義務を民事訴訟法などの関係法令において明文化することの相当性も含め、検討を進めることが考えられる旨、説明された。

③については、当事者照会制度があまり利用されていない原因を究明し、必要があれば改善策を考えることも含めて検討を進めること、文書提出命令については、文書所持者の負担なども考慮した上で、文書提出義務の更なる拡大や文書の特定の緩和等を行うことが可能かどうかについて検討を進めること、証拠開示制度（ディスクロージャー）や証言録取制度（デポジション）など新たな証拠収集制度の導入については、我が国の法文化や法体系に馴染むかという点のほか、証言録取の対象となる者の負担などといった課題があるので、制度導入の可否も含めて検討を進めること、裁判所侮辱罪の導入については、我が国の法文化や法体系に馴染むかという課

題があるので、これらの点を検討した上で制度導入の可否も含めて検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

(秋吉委員)

- たたき台では、③につき、裁判所侮辱罪の導入が、先ほど説明されたような相当慎重な言い回しで取り上げられているが、近時、モンスターペアレントやモンスターペイシエントが社会問題となっているように、実務的には、裁判官の訴訟指揮に全く従おうとしない当事者、文書提出命令を発しても全く応じようとする当事者、裁判所が制止しても、裁判所や相手方への侮辱的な発言を一向に止めようとする当事者が存在しており、裁判所がこれらの者への対応に苦慮するケースもある。したがって、もしこのような制度があれば、迅速・適正・充実な審理を実現する上でありがたい場面もあり得るので、もう少しだけ積極的に検討する姿勢を示してもよいのではないか。

(酒巻委員)

- 民事手続において裁判所侮辱罪を導入する場合には、刑事手続においても同様の手当をしなければならない可能性が高い点について、十分留意する必要がある。

(ウ) 専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策について

朝倉民事局第一課長から、専門的知見を要する事案に関連する要因に関して考えられる施策案が、①専門委員を活用しやすくするための方策、②専門的知見の獲得に資する仕組み、③弁護士の専門化推進、④鑑定人のステータス向上等、⑤専門的知見を要する事案におけるADRの活用の順に説明された。

具体的には、①については、専門的知見が必要となる事件について、専門委員の利用方法を多様化し、専門委員を活用しやすくするため、専門委員の機動的な任命・選任の可否、専門委員による意見陳述の実現可能性な

どについて検討を進めることが考えられる旨、説明された。

②については、専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究、蓄積について、必要な情報の収集・蓄積の方法、研究機関や専門家団体などとの連携の在り方、大規模庁の専門部の在り方などの点も念頭において、検討を進めること、我が国の法制度の下で、国民や当事者の理解が得られるかどうかなどといった問題点も念頭に置きつつ、例えば、アメリカのロークラークを参考とした仕組みを裁判所内に設けることや、調査官制度を活用するため調査官が扱う対象事案を拡張することの可否も含めて、裁判官による機動的な調査を補助する仕組みについて検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

③については、弁護士が専門訴訟に対するスキルを獲得するための機会の確保について、弁護士会が専門家団体等との連携を図りながら、弁護士への研修等を充実させることにつき検討を進めること、弁護士が専門的なスキルを有していることを一定の資格とする制度について、実現に向けた実務上の問題点も踏まえつつ検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

④については、鑑定人となることにインセンティブを与えるため、例えば、鑑定書を学術的成果として専門家としての評価の対象とする仕組みを導入することなどについて検討を進めること、鑑定嘱託が利用されていない原因を分析するなどして、研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備ができないか更に検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

⑤については、上記(7)の⑨と同様に、ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できるような制度について、ADR機関の手続の性質も踏まえ検討を進めることが考えられる旨、説明された。

(仙田委員)

- 専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策のたたき台は、全体的によくまとまっている。
- もっとも、たたき台では、④につき、鑑定書を学術的成果として専門家としての評価の対象とする仕組みを導入することなどについて検討を進めることが取り上げられているが、この施策案については、それぞれの鑑定人が属する学術団体に負うところが大きい。
- また、裁判所による専門的知見の取得を容易にするため、各地域の地裁レベルでも裁判所と建築・医事等の専門家団体との連携を強化することが重要ではないか。

(山本委員)

- たたき台の⑤で取り上げられている、ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できるような制度については異論がないが、これに加えて、ADR自体の活用も必要である。ADRの活用が進めば、その分、裁判所に持ち込まれる事件はADRでの解決が困難な複雑事件ばかりとなり、訴訟の審理期間は長期化するかもしれないが、例えば、医事関係事件がADRによって積極的に解決されるようになれば、その分、医事関係訴訟として裁判所に持ち込まれる事件数は確実に減少することになる。

(菅野審議官)

- 裁判所の人的・物的態勢が今後無尽蔵に整備されればともかく、そうでなければ、裁判所とADRとの適切な役割分担についても検討を進める必要があるし、山本委員の御指摘のとおり、ADRによる解決が促進されれば、その分、裁判所のエネルギーを複雑困難な事件に振り向けることが可能となり、その結果、裁判の適正・充実・迅速化につながると考えられる。したがって、ADR自体の活用についても、ただ今の御意

見を踏まえて検討してみたい。

(秋吉委員)

- 専門委員を活用しやすくする方策として、たたき台の①で取り上げられているとおり、専門委員の機動的な任命・選任の可否について検討を進めることは有益である。
- また、現状の制度では、専門委員に対し、その貢献に報いるために、負担の重さに見合った十分な報酬を支払うことは困難であるが、各専門分野の学会において、専門委員としての実績を専門家の評価として重くみるような仕組みができれば、専門委員の貢献が報われ、裁判所としても、専門委員をより一層活用しやすくなると思う。また、専門委員の貢献により当該専門分野の訴訟が適正に解決されることは、各専門分野の業界にとっても有益だと思われるので、その意味でも、専門委員の貢献が報われる何らかの仕組みを設けることを検討できないだろうか。

(仙田委員)

- 御指摘の点について、建築の分野の実情を申し上げますと、建築関係の専門委員は、現役を引退した建築士が、社会貢献の一環として務めているのが一般的であり、現状でも、積極的に裁判に協力できているのではないと思われるが、専門委員としての実績が報いられるための方策の検討をより一層進めることは、今後の課題であり、重要なことだと考えている。

(I) 争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関する要因に対する施策について

朝倉民事局第一課長から、争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関する要因に関して考えられる施策案が、①合議体による審理、②裁判所による照会に関する施策の順に説明された。

具体的には、①については、上記のような事案について、裁判所におけ

人的基盤の整備を図りつつ、事件を合議体で積極的に審理するなど、合議体による審理をこれまで以上に活用することについて検討を進めることが説明された。

②については、調査嘱託などや諸外国の制度も参考にしつつ、裁判所が必要と考える際に、行政庁、研究機関、専門家団体等に対し、意見・情報の照会を行うことができるような制度を創設することが可能かどうかについて検討を進めることが説明された。

(オ) 訴訟手続以外の分野に関する施策等について

朝倉民事局第一課長から、訴訟手続以外の分野に関して考えられる施策案が説明された。

具体的には、法教育の浸透や国民への啓発活動の推進などの点について検討を進めることが考えられる旨、説明された。

ウ 上告事件の審理状況の調査・分析について

最高裁判所の訴訟事件の審理の状況について、以下のとおり、事務局から、各事件の概況が説明された。

まず、朝倉民事局第一課長から、民事事件の概況について、平成21年の新受件数は、上告事件が1927件、上告受理事件が2307件であり、いずれの事件も、平成17年をピークとしていったん減少に転じたが、平成20年以降再び増加傾向にあること、平成21年の平均審理期間は、上告事件が2.8月、上告受理事件が3.1月であり、上告事件は平成12年以降、上告受理事件は平成16年以降、おおむね短縮化傾向にあること、平成21年の審理期間別の事件割合は、上告事件及び上告受理事件のいずれも、6月以内の事件が全体の9割程度であること、これらの統計データに加えて、第32回検討会における議論に基づき、第一審受理から上告審終局までの期間についても特に調査し、その結果、平成21年の同期間の平均は、33月ないし34月程度であり、そのうち上告審における期間は、おおむね1割程度

であることなどが説明された。

また、春名行政局第一課長から、行政事件の概況について、平成21年の新受件数は、上告事件が369件、上告受理事件が485件であり、いずれの事件も、年によって多少のばらつきはあるものの、平成14年以降おおむね増加傾向にあること、平成21年の平均審理期間は、上告事件が6.1月、上告受理事件が6.4月であり、いずれの事件も、前年よりやや長期化した。平成16年以降おおむね短縮化傾向にあること、平成21年の審理期間別の事件割合は、上告事件及び上告受理事件のいずれも、6月以内の事件が全体の3分の2程度であること、平成21年の第一審受理から上告審終局までの平均期間は、38月前後であり、そのうち上告審における期間は、おおむね1割5分程度であることなどが説明された。

さらに、河本刑事局第一課長から、刑事事件の概況について、平成21年の新受人員は、2227人であり、平成16年をピークとして減少傾向にあること、平成21年の平均審理期間は、3.6月であり、前年よりやや長期化した。平成16年以降おおむね短縮化傾向にあること、平成21年の審理期間別の事件割合は、6月以内の事件が9割強であること、平成21年の起訴から上告審終局までの平均期間は、16月程度であり、そのうち上告審における期間は、おおむね2割程度であることなどが説明された。

(山本委員)

- 事務局から説明された上告審の審理期間は、上告審の記録受理から終局までの期間をみたものということであるが、当事者の立場からすると、更に、上告状を提出してから上告審終局までの期間にも関心があると思われる。この点の統計はないのか。

(菅野審議官)

- 御指摘の点については、統計上、データを示すことが難しいので、一般的なイメージだけでも紹介できないか、検討してみたい。

(二島委員)

- 民事事件において、上告ないし上告受理の申立てから上告審の記録受理までに要する期間は、上告受理制度が導入されたことで相当改善されており、現在では、約2か月程度のものである。

(高橋座長)

- 刑事事件では、起訴から上告審の終局までに要する期間が1年以内の事件が6割程度を占めており、特殊な事件以外は、かなり迅速化が進んでいる印象を受ける。

(二島委員)

- 刑事事件において、上告審の記録受理から終局までの審理期間が2年超の事件はどの程度あるのか。

(河本刑事局第一課長)

- 平成21年の終局人員の約2%程度である。

(菅野審議官)

- 刑事事件において審理期間が2年を超えるような事件には、社会の耳目を集めた特殊重大事件が含まれていると考えられ、平成21年の審理期間が従前より長期化したのも、このような事件が例年より多く終局したことが影響しているようであり、一過性のものである可能性が高いと思われる。

(酒巻委員)

- 御指摘のとおりであり、特に刑事事件においては、一部の特殊重大事件によって統計データが大きな影響を受ける点に十分留意すべきである。

エ 刑事事件の運用状況の調査・分析について

河本刑事局第一課長から、刑事事件の運用状況について、裁判員裁判対象罪名事件の新受人員数、裁判員裁判における公判前整理手続の期間及び期日回数、裁判員裁判の審理期間及び開廷回数、地裁通常第一審事件の平均審理期間等の統計データに基づき、報告がされた。

(二島委員)

- 第4回検証では、刑事事件について、どのような方針で調査・分析を行う予定なのか。

(菅野審議官)

- 刑事事件については、第32回検討会で事務局から御説明したとおり、裁判員法施行下の刑事事件の運用状況について、統計データを中心とした調査・分析を行いたいと考えている。刑事事件については、裁判員制度の導入という施策が始まったばかりなので、当面はその運用状況を見る必要があり、民事事件等で行っているような長期化要因の分析や施策の検討を行うことは考えていない。

(二島委員)

- そのような事務局の方針で特に異論はない。

(高橋座長)

- 事務局が説明したとおり、刑事事件については、肅々と客観的なデータを説明していくという方針で差し支えないと思われる。

オ 実情調査の結果について

本田総務局参事官から、実情調査の結果について報告がされた。

(中尾委員)

- 実情調査では、調査を実施した各裁判所において、裁判官や書記官から現在の繁忙状況等について、率直な実情が述べられ、大いに参考になった。また、弁護士からも、各弁護士会が会を挙げて準備を行ったこともあって、率直な意見をうかがうことができたし、さらに、法テラスでの調査も含めて、大変有意義であった。

(高橋座長)

- 実際に各地の裁判所等で現場の裁判官や弁護士らの生の声を聴くことで、裁判所の繁忙状況や弁護士の実情等をととてもよく把握することができた。

実情調査の結果は、施策案を検討する上で、大いに参考になると思われる。

(2) 今後の予定について

次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第37回 平成22年 9月28日(火) 午前10時から

第38回 同年11月16日(火) 午前10時から

(以上)